

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次  
( J A S D A Q ・ コード : 2724 )  
問 合 せ 先 専務取締役 野瀬 有孝  
電 話 番 号 0 3 - 3 2 8 9 - 6 6 5 1

## 会計監査人の辞任に関するお知らせ

本日、当社の会計監査人である東京中央監査法人より、監査及び四半期レビュー契約解除について申し入れがなされ、当社が受理いたしましたので、東京中央監査法人は当社の会計監査人を辞任することとなりました。

### 記

#### I. 会計監査人の辞任

##### 1. 辞任の経緯と理由

当社は、当社の会計監査人である東京中央監査法人（以下、同監査法人という）に対して平成 24 年 3 月期の監査報酬の一部及び平成 25 年 3 月期の監査報酬の支払いができない財務状況にあり、平成 25 年 3 月期の監査報告書の提出日までに平成 24 年 3 月期の監査報酬の未払い分について支払うことが難しい状況にあります。また、数期にわたり営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが続き、借入金の返済及び経費の支払いの遅延が発生している状況において、資金計画における増資及び借入による資金調達の計画は実現に至っておりません。さらに、平成 25 年 3 月期第 1 四半期累計期間において四半期損失を計上した結果、債務超過に陥っている状況において、利益計画を実現するために不可欠な増資並びに借入による資金調達の計画は実現に至っておらず、時を経るに従い、継続企業の疑義の程度が増大しております。このような状況において、同監査法人から当社との監査及び四半期レビュー契約解除の申し入れがなされたため、当社としては受理せざるを得ないと判断し、同監査法人は当社の会計監査人を辞任することとなりました。同監査法人から当社が受け取った監査及び四半期レビュー契約解除申入書の内容は以下の通りです。

### 記

1. 貴社は、平成 24 年 3 月期の監査報酬の一部及び平成 25 年 3 月期の監査報酬の支払いをされておられません。

日本公認会計士協会「独立性に関する指針」第 153 項は、依頼人からの報酬が長期にわたって未払いである場合で、特に次年度の監査報告書が提出される段階においても未払いの割合が大きいとき、独立性を害するとし、通常、次年度の監査報告書の提出までに支払いが完了していなければならないと規定しています。

本件について貴社と当監査法人とで協議を重ねてまいりましたが、現時点において監査報酬の

支払いはなされておりません。また、平成 24 年 3 月期の監査報酬の未払い分について、平成 25 年 3 月期の監査報告書の提出日までに支払いが完了できる見込みがあるものとはいえない状況にあります。

当該状況のまま、平成 25 年 3 月期の監査意見を表明することは、日本公認会計士協会「独立性に関する指針」に違反するため、当監査法人としては平成 25 年 3 月期の監査意見を表明することができないと判断しました。

2. 貴社は数期にわたり営業損失と営業キャッシュ・フローのマイナスが続き、借入金の返済及び経費の支払いの遅延により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しています。

貴社の資金計画について貴社と当監査法人とで協議を重ねてまいりましたが、増資及び借入による資金調達計画は実現に至っておらず、時を経るにしたがい疑義の程度が増大しています。

このように疑義の程度が増大しているため、貴社の平成 25 年 3 月期末の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策について、当監査法人が、合理的とする心証を形成することは困難であると想定されるため、不適正意見あるいは意見不表明となる可能性があります。

3. 貴社は数期にわたり営業損失と営業キャッシュ・フローのマイナスが続き、平成 24 年 3 月期末において債務超過を解消したものの、平成 25 年 3 月期第 1 四半期累計期間において四半期損失を計上した結果、債務超過に陥ったため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しています。

また、貴社は当該状況を解消又は改善するための利益計画には増資並びに借入による資金調達が不可欠です。

貴社の利益計画について貴社と当監査法人とで協議を重ねてまいりましたが、利益計画を実現するために不可欠な増資並びに借入による資金調達計画は実現に至っておらず、時を経るにしたがい疑義の程度が増大しています。

このように疑義の程度が増大しているため、貴社の平成 25 年 3 月期末の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策について、当監査法人が、合理的とする心証を形成することは困難であると想定されるため、不適正意見あるいは意見不表明となる可能性があります。

以上

2. 辞任する会計監査人の名称及び事務所所在地

名称	東京中央監査法人
所在地	東京都中央区八丁堀 3-2-4 三重ビル 5 階 A
業務執行社員	室井 久磨 森 伸元

3. 辞任の年月日

平成 25 年 5 月 7 日

4. 辞任する監査法人の直近における就任年月日

平成 23 年 6 月 28 日

5. 辞任する会計監査人が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等

適正意見をいただいております。

6. 1の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る辞任する会計監査人の意見  
特段の意見はないとの申し出を受けております。
  
7. 辞任する会計監査人が6の意見を表明しない理由及び当社が辞任する会計監査人の意見等  
に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容  
該当事項はございません
  
8. 今後の見通し  
本件に伴い、当社の会計監査人は一時不在となりますが、当社の有価証券報告書提出が期限までに支障なく行えるよう、同監査法人に代わる一時会計監査人を可及的速やかに決定すべく現在選定を行っております。  
一時会計監査人の選定は、平成25年5月中旬を目処に終える予定でありますが、本件に関して進展があり次第、速やかに適時開示にてお知らせいたします。

以 上